

徳島県選挙管理委員会告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年七月三日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
徳島	六九、七八七人
鳴門	一五、四三六人
小松島・勝浦	一一、八五六人
阿南	一九、三八九人
吉野川	一〇、八四六人
阿波	九、八三九人
美馬	九、七五一人
三好第一	六、五四九人
名西	八、二七八人
那賀	二、一〇三人
海部	五、一四六人
板野	二七、〇七八人
三好第二	三、七六五人